

日本建築学会刊行物の体裁に関する申し合わせ

2013年5月10日 刊行委員会決

日本建築学会刊行規程において、本会の刊行物（会誌および論文集等を除く）は、刊行委員会が本会定款の目的達成のため必要と認めて発行する著作物としており、直営刊行物、委託刊行物を問わず、刊行物の体裁もそれにふさわしいものでなければならない。よって、日本建築学会刊行物の体裁について以下のことを申し合わせる。

1. 表紙、カバー

刊行規程第3条により、刊行名義は「日本建築学会」または「日本建築学会編」と表記し、特定の個人名、委員会名等は記載しない。ただし、特段の理由があり、刊行委員会が例外として認めた場合は「学会名と委員会名」または「学会名と支部名」を表紙、カバーに記載することができる。

2. 序文（巻頭言、前書き）

末尾の署名については、規準・仕様書、指針類は「日本建築学会」と表記し、それ以外の刊行物については、「日本建築学会」および「編著委員会名」等を併記すること。

3. 編著委員会・関係委員会一覧、執筆者一覧

編著委員会名、委員長名、委員名、著作者（執筆者）名の他に、刊行手続きに携わった編著委員会の上位の委員会名等を記載すること。

4. 結語（後書き）

末尾の署名については、規準・仕様書、指針類は「日本建築学会」と表記し、それ以外の刊行物については、「日本建築学会」および「編著委員会名」等を併記すること。